

法科大学院生教育研究賠償責任保険特約条項
(施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款用)

第1章 共通条項

本章に記載された特約条項は、施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款および受託者特別約款に適用されます。

法科大学院生教育研究賠償責任保険共通特約条項

第1条 (用語の定義)

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
法科大学院等	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)に定める法科大学院およびこれを運営する国立大学法人、公立大学法人ならびに学校法人であって、財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員であるものをいいます。
学生	法科大学院等に在籍する学生、留学生、聴講生、研究生および科目等履修生等をいいます。
正課	被保険者が在籍する法科大学院等が行う講義、実験、実習、演習または実技に係る授業(単位互換により他の法科大学院等が行うものを含みます。以下「授業」といいます。)をいい、次の活動を含みます。 ア. 指導教員の指示に基づいて行う卒業論文研究または学位論文研究。ただし、もっぱら被保険者の私生活に係る場所において行うものを除きます。 イ. 指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末または法科大学院等の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動

用語	定義
学校行事	法科大学院等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、法科大学院等が教育活動の一環として行う各種行事をいいます。
課外活動	法科大学院等の規則ののっとりした所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
ボランティア活動	各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力または財産をもって社会に貢献する活動をいいます。
臨床法学実習	現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習および法学実習の要素を有する授業(現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。)を含みます。
クラブ活動	法科大学院等の規則ののっとりした所定の手続により承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、課外活動ならびに法科大学院等が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。
社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第2条 (被保険者および他の被保険者との関係)

- (1) この保険契約において、被保険者とは、法科大学院等に在籍する学生であって、学生教育研究災害傷害保険(以下「学研災」といいます。)に加入した者のうちこの保険契約に加入申込みをした者をいいます。

(2) この保険契約の規定は、各被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係は、それぞれ互いに他人とみなします。

第3条（責任の始期および終期）

(1) 法科大学院等が次の事項をすべて履行した場合は、この保険契約の保険期間は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時から末日の午後12時までとします。

- ①すべての学生を学研災およびこの保険契約に加入させること（以下「全員加入」といいます。）を保険期間の初日以前に教授会等の決議により機関決定すること。
 - ②全員加入の保険料相当額を法科大学院等が負担すること。
- (2) 前年度の保険契約から継続して加入する場合で、法科大学院等が前年度の保険契約において (1) ①および②を履行したときの保険期間は、(1) の規定に準じます。
- (3) (1) の規定にかかわらず、保険期間の途中でこの保険契約に加入する者（以下「中途加入者」といいます。）に係る保険期間は、中途加入者が法科大学院等に対して加入申込みおよび保険料相当額の払込みを行った日の翌日の午前0時から保険期間の末日の午後12時までとします。

第4条（支払限度額等および保険料）

この保険契約の被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額および免責金額ならびに被保険者1名あたりの保険料は、下表記載のとおりとします。

(下表)

1名かつ1年あたり 支払限度額		1事故 1億円（対人・対物賠償共通） （免責金額0円）
被保険者1名 あたり保険料	1年間	2,300円
	2年間	4,600円
	3年間	6,900円

第5条（加入者の通知）

(1) 保険契約者は、各法科大学院等の入学日におけるこの保険契約への加入者を集計表に取りまとめ、保険契

約締結の翌々月の末日までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者は、前々月分の中途加入者を集計表に取りまとめ、毎月末日（以下「通知日」といいます。）までにその加入申込書を添付して当会社に通知しなければなりません。
- (3) (1) または (2) に規定する加入申込書の提出に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が次のすべての事項を履行し、当会社がこれを承認した場合を除きます。
 - ①遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらないことを証明すること。
 - ②遅滞または脱漏があった加入者または中途加入者について、訂正後の集計表および加入申込書を添付してただちに当会社に通知すること。
 - ③②の加入者または中途加入者に係る保険料をただちに当会社に支払うこと。

第6条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後、保険料相当額の集金を行う最初の日が属する月の翌月末日までに、この保険契約の保険料を当会社に払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、前条(2)の通知日の属する月の翌月末日までに第4条（支払限度額等および保険料）の規定に基づいて算出された保険料を当会社に払い込むものとします。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険料領収前に発生した損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知を行うことにより、この保険契約を解除することができます。この解除の効力は、普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保

険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

- (4) 保険契約者が(2)に規定する払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当社は、保険料領収前に発生した損害(その中途加入者に係る部分に限ります。)に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社は、保険契約者に対する書面による通知を行うことにより、この保険契約(その中途加入者に係る部分に限ります。)を解除することができます。この解除の効力は、普通保険約款第19条の規定にかかわらず、その中途加入者の保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第7条 (変更事項の取扱い)

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、法科大学院等の証明書を添えて遅滞なく当社に通知するものとします。
- ①被保険者が学部・学科等を変更する場合
 - ②被保険者が退学する場合
- (2) 保険契約者は、被保険者が保険期間中に通算して1年以上休学(留学を含みます。以下同様とします。)した場合には、法科大学院等の証明書を添えて休学期間終了後すみやかに当社に通知するものとします。

第8条 (保険料の返還等)

- (1) 当社は、普通保険約款第23条(保険料の返還-解除の場合)(2)の規定にかかわらず、前条(1)②の通知があった場合は、次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、退学した日の属する既経過年度の期間は、1年単位とします(1年未満の端数は切り上げます。)

$$\boxed{\text{既収保険料}} - \boxed{\text{既経過年度の期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

- (2) 当社は、普通保険約款第23条(2)の規定にかかわらず、前条(2)の通知があった場合は、保険期間終了時に次の算式により算出した額を保険契約者に返還します。ただし、通算休学期間は、1年単位とします(1

年未満の端数は切り上げます。)

$$\boxed{\text{既収保険料}} - \boxed{\text{保険期間から通算休学期間を差し引いた期間に対応する適用保険料}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第9条 (帳簿等の閲覧)

当社は、この保険契約に関して必要と認めた場合は、保険契約者の加入者名簿、帳簿その他の関係書類を随時閲覧することができるものとします。

第10条 (保険金の請求書類)

被保険者は、保険金を請求する場合は、普通保険約款第25条(保険金の請求)(3)に規定する書類のほか、次の書類を当社に提出するものとします。

- ①保険金を請求する者がこの保険契約の被保険者であることの法科大学院等の証明
- ②事故が発生した日時および場所についての法科大学院等の証明
- ③事故の原因となった行為が正課、学校行事または課外活動に該当することについての法科大学院等の証明
- ④事故の原因となった行為が、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条(対象とする仕事)(2)から(4)までに規定するものである場合は、付帯賠償責任復事故証明書

第11条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの特約条項に付帯される各特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

第2章 施設賠償責任保険特約条項

本章に記載された特約条項は、施設所有(管理)者特別約款に適用されます。

施設賠償責任保険追加特約条項

第1条（対象とする仕事）

- (1) この保険契約において、施設所有（管理）者特別約款（以下、本章において「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）とは、日本国内外での法科大学院等の正課、学校行事および課外活動（臨床法学実習を含みます。）をいいます。
- (2) 被保険者が（1）に規定する活動への参加を目的としてその住居（社会人入試を経て大学に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。）と活動場所となる施設の間（活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。以下同様とします。）を合理的な経路および方法（法科大学院等が禁止した方法を除きます。以下同様とします。）により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱または移動を中断した時以降の行為を除きます。
- (3) (2) ただし書の場合において、逸脱または中断が次のいずれかに該当する行為によるものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その行為は、「仕事」に含むものとします。
 - ① (1)の「仕事」に必要な物品の購入またはこれに準じる行為のための必要最小限の行為
 - ② 選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療またはこれらに準じる日常生活上の必要最小限の行為
- (4) 被保険者が法科大学院等の正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動に参加する場合は、(2)または(3)の規定にかかわらず、その住居と活動場所となる施設との間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は、「仕事」に含むものとします。ただし、被保険者が合理的な経路を逸脱または移動を中断した時以降の行為およびクラブ活動中の行為を除きます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

人格権侵害担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、日本国内または国外における臨床法学実習に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の不当行為が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内または国外において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
 - ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
 - ③被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
 - ④広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
 - ⑤第三者（依頼人を含みます。）の経済的信用の侵害
- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①法科大学院等の理事または使用人に対する賠償責任。ただし、これらの者が被保険者に代わり損害賠償を行った場合において、被保険者に対しその負担部分を求償するときはこの規定を適用しません。
 - ②臨床法学実習の目的で被保険者を受け入れていた事業者等（法人の場合は、その理事、取締役、またはその法人の業務を執行する機関をいいます。）またはその使用人に対する賠償責任。ただし、これらの者が被保険者に代わり損害賠償を行った場合において、被保険者に対しその負担部分を求償するときはこの規定を適用しません。

第4条（責任の限度）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の規定にかかわらず、損害賠償請求者1名につき1,000万円を限度とし、保険証券に記載された保険期間中の支払限度額を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第3章 生産物賠償責任保険特約条項

本章に記載された特約条項は、生産物特別約款に適用されます。

生産物賠償責任保険追加特約条項

第1条（対象とする生産物および仕事）

この保険契約において、生産物特別約款（以下、本章において「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）および保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）とは、それぞれ次のものをいいます。

- ①生産物
飲食物および正課、学校行事または課外活動の成果物
- ②仕事

第2章施設賠償責任保険特約条項施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）に規定する仕事

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

国外事故担保特約条項

第1条（読替規定）

当会社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を次のとおり読み替えます。

- (2) 当会社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（免責規定の適用除外）

当会社は、日本国外において発生した事故については、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(4)の規定を

適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第4章 受託者賠償責任保険特約条項

本章に記載された特約条項は、受託者特別約款に適用されます。

受託者賠償責任保険追加特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、受託者特別約款（以下、本章において「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する「受託物」とは、第2章施設賠償責任保険特約条項 施設賠償責任保険追加特約条項第1条（対象とする仕事）に規定する「仕事」に従事中の被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。